

京都市上下水道局告示第71号

地方公営企業法第33条の2及び地方自治法施行令第158条第1項の規定により水道料金、下水道使用料及び農業集落排水処理施設使用料の徴収事務の一部を委託することとしましたので、地方公営企業法施行令第26条の4第1項及び地方自治法施行令第158条第2項の規定に基づき告示します。

令和5年3月31日

京都市公営企業管理者

上下水道局長 吉川 雅則

1 委託の相手

京都市南区西九条菅田町7番地3

一般財団法人京都市上下水道サービス協会

2 委託の範囲

- (1) 使用水量と異なる汚水排出量認定及び井戸汚水等の排出量認定
- (2) その他前号に付帯する業務

3 委託する地域

- (1) 京都市公共下水道事業条例第1条の3第1号に定める区域
- (2) 京都市特定環境保全公共下水道事業条例第2条第1号に定める区域
- (3) 京都市上弓削農業集落排水処理施設条例第2条第3号に定める区域

4 委託の期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

(上下水道局総務部お客さまサービス推進室)